

一般社団法人（4月登録完了予定）

全国自死遺族連絡会

設立：2008年1月1日

田中幸子（仙台わかちあいの集い「藍の会」代表）

会員数：2,900人；47都道府県民（2015年8月31日現在）

活動内容：

- 1) 自死遺族の相互交流を深めるための諸活動：「つながりあう」
- 2) 自死遺族が運営する自助グループ活動についての情報交換：「支えあう」
- 3) 自死や自死遺族に関する情報発信と社会啓発活動：「経験を伝える」
- 4) 自死遺族に関係する機関等との情報交流：「声をあげる」
- 5) 自殺予防活動：「生きて、と願う」

◆自死遺族への総合支援を求めて

私たちは設立以来、会員ネットワークを通じて、自死遺族への様々な支援に取り組んできました。

一方で私たちは、国や行政に対して、「心のケア」に偏った自死遺族支援ではなく、遺族が「生きて行く」ための様々な要望に応えられる「総合支援」の具体的実行を関係各府省庁に訴えてきました。その大半は、「自死遺族が受ける差別的取扱い問題」です。しかし、残念ながら実現したことは、関係省庁と話しあう機会が増えただけで、私たちの要望は一つ実現されていません。

2009年12月11日、故平山正美先生（精神科医、NPO法人「グリーフケア・サポートプラザ理事長＝当時」）が、自殺対策基本法第9条（法制上の措置など）に着目して呼びかけられた「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族の二次被害者保護法」（仮称）と、出会いました。それは、私たちには考え及ぶことのできなかつた画期的な提案でした。故平山正美先生は、日本における自死遺族のグリーフケア研究・実践の第一人者ですが、その平山先生が専門外の法律問題に踏み込んだ提案をされたことは、極めて意義深いものです。これまで、自死遺族を取り巻く諸問題の改善・解消を、新しい法の制定によって改善しようという動きはありませんでした。

◆日本を「生きやすい社会」に変えていくために

「自殺は追い込まれた末の死」（自殺総合対策大綱：2007年）と国が宣言したにもかかわらず、依然として日本社会の基盤は自死を「勝手に死んだ」「心が弱いから」とする偏見に覆われていると言っても過言ではないでしょう。単なる宣言で偏見を払拭することはで

きません。また、「年間自死者数3万人」という言葉がマスコミ等で喧伝されていますが、自死遺族が様々な差別的問題に苦しめられている実情は、ほとんど知られていません。まず私たちは法制化運動を通じて、「自死遺族等への差別的問題」の実態を広く社会に訴えてきました。また、運動を通じて、法制化を待たずとも改善・解消できる問題については、関連する諸団体や専門家等と幅広く連携して活動を広げてきました。（自死遺族等権利保護研究会・自死遺族の相談センター）自死遺族等への差別的取扱い問題は、「究極の人権侵害」とも言えるのではないのでしょうか

国には国にしかできない支援があります、地方自治体、法的専門家等それぞれができる支援をそれぞれで実現しながら、連携していくことが、自死遺族が生きて行くための総合支援につながることであります。自死遺族当事者団体からの要望をまずは知ってください。

◆差別的取扱いの例

自殺という言葉

自殺・自殺者・自殺者遺族という言葉が一般的です。病死・事故死・交通事故死・不審死・孤独死・犯罪死・過労死・と死の形は様々ですが、「殺」という文字で死者を表現するのは「自殺」だけです。当連絡会は、2008年発足時から国やマスコミに対して要望をし続けてきました。「自殺」という言葉は、「自らを殺す」と書きます。それは、「(生きてくても生きれない人がいるのに)命を粗末にした」「勝手に死んだ」等と、自由意志のもとで決定し逝った身勝手な行為であるとの誤解や偏見を与えています。そして、遺族が最も心を痛める言葉のひとつでもあります。当連絡会は、「悪いことをした罪有る死」まるで殺人者であるかのような「殺す」という文字の持つ印象を払拭することが必要であると考えています。そして、「自死(遺族)等への差別撤廃」運動においても、追い込まれて自ら命を絶つしかなかったという意味である「自死」という言葉に変える取り組みをしております。もちろん、「自殺」という言葉を単にタブー視するものではありません。がしかし自死の対策会議等では自殺という言葉が数百回を超えるほど発言されることも多く、遺族は体が震えるほどの嫌悪感に襲われ自責の念に苛まれます。「自殺」という言葉から「自死」への変換は、自死遺族たちの切なる願いです。それは自死遺族等への差別的取扱い問題の是正への一歩でもあります。自死遺族支援の支援団体や自死の予防の専門家といわれる方面からの反対があることも事実です。「自死」という言葉に変えることで、自死へのハードルが下がるというのが大きな理由の一つのようですが、「自殺」という言葉を使い始めたのが明治時代、それから自死は増えてきましたが、むしろ自死という言葉が広がってきた、ここ4年間、自死は減ってきているのにです。自死という言葉が広がることでどのような問題が起こるのかという議論の前に、理屈抜きの「遺族の心情への配慮」という観点からだけでも、できる限りの範囲で自殺ではなく自死を使用する社会になってこそ、差別等の是正につながり遺族が自死を隠さなくても生きられるようになると思います。

3 賃貸不動産への損害賠償

不動産に関わる事例としては不動産売買に関する事例もありますが、その殆どが不動産賃貸借に関する事例です。この不動産賃貸借に関する事例において、自死に対する差別や偏見がどういう形で現れてくるのかですが、その多くは、次のような形となって発生します。賃貸物件内で自死が発生した場合、遺族が、自死がその物件内で行われたことによって損害を蒙ったと主張する家主から相当多額の損害賠償を請求されるというもの。そして家主側が遺族に対して強く倫理的に非難する発言をするケースがしばしばあります。自死した本人とは離れて住んで同居してもいなかった遺族に向かって「この人を自殺させたことは、あなた達に責任があるんだ」「謝罪しなさい」あるいは「(家主の) 家族が精神的ショックを受けたから、慰謝料を払え」とか。また家主からの主な請求内容は、物件内で自死が起きたことにより賃貸できなくなった、あるいは安くしか賃貸できなくなったとして、家賃の数年分あるいは極端な場合は10年分といった法外な請求をしていくことがあります。そして自死が起きた物件の改修費用としては、その部屋の全面改修費用を請求していくことがあります。家主によっては当該物件を全部買取れと要求してくるといった極端な例すらあります。こうした法外な請求は、やはり自死に対する偏見・差別にもとづく「心理的瑕疵」という考え方に起因するものです。家主からの請求に対して、現状では裁判所は極めて安易に「心理的瑕疵」を認定しています。このように「心理的瑕疵」が一旦認定されてしまうと、「心理的瑕疵」を生じさせたのだから借主としての「善管注意義務違反」があり、遺族側には法的責任がある、さらにまた「心理的瑕疵」が生じているのだから家主側の不動産業者には、不動産業者に求められる告知義務が一定期間存在することになるから、一定期間賃貸できなくなったことによる賃料全額、または一定期間安く賃貸せざるを得なくなったことによる賃料差額の損害が発生する、といった短絡的な思考過程を経て、安易に相当額の損害賠償が認容されてしまうということになります。

そもそも賃貸不動産の心理的瑕疵とは

- ◆ 「心理的瑕疵」というのは、判りにくい言葉ですが、しばしば判決に出てくる表現では「目的物の通常の用法に従って利用することが心理的に妨げられるような主観的な欠陥」あるいは「その建物にまつわる嫌悪すべき歴史的背景など客観的な事情に属しない理由に起因する瑕疵」ということです。「心理的瑕疵」は自死あるいは死や穢れに対する偏見や迷信に由来するものであり、自死を差別的に取り扱うことです。
- ◆ 民法の売買契約に関する瑕疵担保責任の規定（民法 570 条）に由来する概念。瑕疵は本来、物理的な瑕疵に限られるというのが一般的な理解であるが、これを心理的なものにまで広げようとする考え方です。
- ◆ もともと自死物件を売りつけたという不動産売買の事例に使われていたが、最近是不動産賃貸借の事例にもしばしば使われるようになっていきます。

「善管注意義務」（善良な管理者の注意義務）とは

- ◆ 「債務者の職業、その属する社会的・経済的な地位などにおいて一般に要求されるだけの注意」「債務者の職業や社会的・経済的地位などにおいて、取引上

当該場合に依りて平均人に一般に要求される程度の注意」

- ◆ 賃貸借契約の借主も賃借物件に対して、この「善管注意義務」を負うものとされています。

4 生命保険と住宅ローン

明治時代に策定した商法は「自殺は支払わなくてもよい」と記しています。保険法 51 条 1 号では、「自殺免責期間」を制定し「自殺の定義」を決めて、免責期間は他の死よりも長く設定されています（会社や保険の種類で違うが 1 年・3 年・5 年である、ちなみに他の死は 90 日から 3 か月）。これは保険金目当ての自死を防ぐためという名目です。住宅ローンの場合多くは団体生命保険に加入（死亡時には、生命保険で住宅ローンが一括支払い）銀行の多くは 10 年を過ぎた頃に「住宅ローンの借り換え」を勧めますが、借り換えた時点で 1 か月目となるので、支払い続けて 11 年目で自死しても死亡保険で支払いが行われず遺族に一括請求が来ることとなります。支払えない場合は競売にかけられ、実際に子供を抱えた遺族が自宅を追い出された事例もあります。

5 未遂の場合の治療費(健康保険)

2010 年、生命維持装置につながれた未遂の息子の治療費が 350 万円、その後も一日 10~35 万円の請求が続き、包丁で刺して殺したという事件があり、一部健康保険が認められることになりました。

自死の場合の健康保険の給付については、健康保険の給付制限が行われています

健康保険法に給付制限の条文・第 116 条

被保険者又は被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は行わない

（この「自己の故意の犯罪行為」に自殺未遂が含まれていると解されています）

通達：自殺未遂による傷病に関しては、療養の給付等又は傷病手当金は、支給しない(昭・1.1.9 保規 394 号)。ただし、次の場合には、制限は受けないとされています。

◇精神異常により自殺を企てたものと認められる場合においては、法 116 条の「故意」に該当せず、保険給付は為すべきものである(昭 13.2.10 社庶 131 号)。

6 自賠償保険

自死は故意の死であるという理由で適用外とされています。

宮城県において、息子が車で営業車に激突した例がありました。本人の遺書があったため、自賠償保険・対物保険の対象外といわれ、遺族に損害請求（営業車の補修費・営業補償・相手への補償金等）調停により分割で支払いました。

7 戒名や葬儀

戒名を記した位牌に「自戒」という文字を入れた〇〇宗（禅宗）の寺。檀家に自死の葬儀はしないと拒否した寺、更に同じ地域で他の寺でも拒否され、キリスト教の教会で葬儀した遺族。葬儀の依頼に行った遺族に「死に方が死に方だから、内々でやるべきだ」という住職。東日本大震災の被災地で被災者支援をしている寺の住職は「自殺は罪があるから

浮かばれない、親を悲しませる自殺なんて暗闇から出られない」といい、また49日までは戒名はつけられないといわれた例もあります。1周忌にお墓で泣いていた遺族に「自殺なんだから泣いたらよけいに成仏しない」という住職もいます。

8 警察

捜索願い届けの時に「若い男とでも逃げたんだろ」「借金でもあったんじゃないの」と言われたり、遺体発見後の警察での事情聴取が長く、警察署10時間半拘束されたり、伴侶が自死したケースでは葬儀にもきて、十数回、警察に連れて行かれ事情聴取、親族から「お前が殺した」といわれ続け、精神病院に入院した遺族もいます。自宅での検死が終わって警察が引き上げた後に、娘が目にしたのは、服を脱がされて裸のまま放置された父親の遺体でした。また、警察署に駆け付けた遺族が最初に目にしたのはブルーシートに包まれて倉庫のようなコンクリートの床に置かれた裸の遺体であったことも多く報告されています。

9 遺族自身

「自死は恥である、迷惑である」という自死に関するある種の恥の意識（スティグマ）があります。このような意識は第三者が持つものと遺族自身が持つものがあります。自死遺族は遺族になる以前は自死に対して社会的偏見と差別を持って生きてきた他者でもあり、突然に遺族になっても自分が持っていた自死への恥と差別の意識から抜け出せず、「世間に悪いことをした」「親族の恥だ」「迷惑をかけた」という思いとなり、それまで自分が世間の目として見てきた自死への差別と偏見で自分のこともみられているという意識からも抜け出せず世間の目を怖がり、自死遺族であることを隠して生きています。

10 その他の差別と偏見

街頭で署名活動をしたとき「自殺なんて気味が悪い、近寄るな！うつる！」と怒鳴られたり、講演会場の外で「自殺だって、嫌だね、気味が悪い」とささやく人たち。自死の対策会議で市の職員が「自殺という張り紙がある部屋に入るのは気味が悪くて、悪いことがおきそうでものすごく嫌だった」と言ったり、〇〇被害者団体から「好きで死んだんでしょ、死にたくなかった私たちと一緒にしないで！」と言われたり、「文書が読めますか？」とか「ホームページが作れるんですか？」と行政の職員にいわれたり、「死にたい気持ち」という言葉が予防で使われたり(死にたい人が死ぬという認識)枚挙にいとまがありません。

全国自死遺族連絡会の活動と会員の活動

- ❖ 会員が立ち上げている自助グループ本人の会 23 都県 50 箇所
準備中 2 箇所

25 か所は地方自治体と連携しての開催

- ❖ 会員による自助グループが自死対策推進会議等に参画している自治体
山形県・宮城県・仙台市・角田市・茨城県・栃木県・世田谷区（東京）・鳥取県・内閣府。

- ❖ 自死遺族の自助グループ本人の会「わかちあい」の集いの立ち上げ支援。
 - ❖ 全国自死遺族フォーラムの定期開催。
- 2008年度から毎年開催、
- 2016年度・福島県郡山市開催予定・2017年・長野県長野市開催予定
- ❖ 自死遺族等の差別的問題シンポジウムの定期開催
- 2010年から開催
- 「自死遺族等権利保護研究会」共催
- 構成メンバー（弁護士・司法書士・民法学者・精神科医・自死遺族）
- 2016年5月第5回目開催予定 「衆議院議員会館」
- ❖ 自死遺族のための交流会と勉強会の定期開催
 - フォーラムと同時開催の他に臨時勉強会の開催
 - ❖ 精神科医療の勉強会と相談会
 - ❖ 24時間365日、自死遺族の総合支援のための電話相談受付
 - ❖ 手紙・メール・FAX・電話・個別面談での相談受付
 - ❖ 立場別の自死遺族のつながりの構築
 - ❖ 裁判支援や労災申請等の支援
 - ❖ 自死後に起こる差別的問題の解決の法的支援
 - ❖ 死別後の手続きの支援
 - ❖ 精神科医療の相談支援
 - ❖ 労働問題やパワハラ、いじめ、借金問題等の問題解決のための支援
 - ❖ 自死遺族の声の本の出版や冊子の配布
 - ❖ 様々な書籍への執筆活動
 - ❖ 自助グループの研究者(上智大学教授)との連携活動
 - 国内・海外での学会論文発表(協力・共著)
 - ❖ 宗教者との連携活動(法話の会や茶話会・相談会)
 - ❖ 子どもを亡くした親の会の開催支援
 - ❖ 過労死・過労自死支援の活動
 - ❖ 各種講演会
 - ❖ 精神薬の薬害を考える会・精神医療被害連絡会との連携
 - ❖ 社会福祉士会・弁護士会・司法書士会・臨床心理士・宗教者・議員・マスコミ関係者・大学の教授・精神科医・カウンセラー・子ども支援団体
 - 自死の防止活動団体・産業カウンセラー・との連携
 - ❖ 「会いたい」明石書店 発売
 - ❖ 自死遺族の自助グループ主催のフォーラムやシンポジウム、講演会、連続講座の開催支援。
 - ❖ 自死のパネル展「私の中で今、生きているあなた」働くもののメンタルヘル

ス相談室との共催

❖ 2008 年から国会議員を通して内閣府・厚労省・文科省・国交省・警察庁・国税庁・法務省等に要望書の提出と話し合い。

❖ 野田聖子衆議院議員代表世話人「自死遺族等支援を考える」議員連盟設立（共催）

❖ 厚労省・臨床心理士会・社会福祉士会・弁護士会・司法書士会・地方自治体・増上寺・京都仏教会・北日本看護学会・JR西日本あんしん財団・宗教連合会・東北大等々での講演多数

❖ 震災で子どもを亡くした親の会の立ち上げ支援

❖ 活動は映画やテレビ、ラジオ・週刊誌や専門誌、新聞各社等々全国で数多く取り上げられている

◆全国自死遺族連絡会の会員による自死遺族の自助グループ

わかちあいを目的とする集い

- ❖ 北海道札幌市「ノンノの会」
- ❖ 青森県青森市「空の会」
- ❖ 秋田県秋田市「結いの会」
- ❖ 岩手県盛岡市「循環の会」
- ❖ 山形県山形市「青い会」
- ❖ 宮城県仙台市「藍の会」 栗原市「クローバーの会」 石巻市「たんぽぽの会」
大崎市「菜の花の会」 大河原市「マロニエの会」
気仙沼市「瑠璃の会」
- ❖ 福島県郡山市「えんの会」 福島市「えんの会」
- ❖ 埼玉県さいたま市「なないろの集い」
- ❖ 東京都世田谷区「みずべの集い」 渋谷区「みずべの集い」
- ❖ 茨城県水戸市「さざれの集い」
- ❖ 栃木県宇都宮市「オレンジいろの会」 鹿沼市「ひなたぼっこ」
- ❖ 神奈川県横浜市「虹のかけはし」 川崎市「カーネーションの集い」
- ❖ 新潟県新潟市「逢うる」 長岡市「とまり樹」
- ❖ 長野県長野市「やまなみの会」 松本市「やまなみの会」
上田市「やまなみの会」
- ❖ 石川県金沢市「ほっとの会」
- ❖ 静岡県静岡市「心の絆をはぐくむ会」

- ❖ 鳥取県鳥取市「コスモスの会」
- ❖ 鳥取県米子市「逢いたい～ぼちぼちの集い～」
- ❖ 広島県広島市「小さな一歩ネットワーク広島・希望の会」
- ❖ 広島県三次市「逢いたい～ぼちぼちの集い～」
尾道市「逢いたい～ぼちぼちの集い～」
- ❖ 島根県安来市「逢いたい～ぼちぼちの集い～」
雲南市「逢いたい～ぼちぼちの集い～」
- ❖ 島根県松江市・出雲市・浜田市・益田市・大田市・しまねわかちあい「虹」
- ❖ 山口県岩国市「木洩れ陽」
- ❖ 福岡県久留米市「九州モモの会」
- ❖ 沖縄県那覇市「くくむいの会」
- ❖ 愛媛自死遺族の集い(8月から開催)
- ❖ 東京・兄弟姉妹の会「テルテル」
- ❖ 大阪自死遺族の集い(4月から開催予定)
- ❖ 大阪兄弟姉妹の集い
- ❖ 大阪市・名古屋市・東京・札幌市「ナインの会」
(キリスト教の信徒の自死遺族の集い)

◆会員による支援の会

自死遺族の集い

- ❖ 神奈川県横浜市「あんじゅ」自死で子供を亡くした親の集い
- ❖ 大阪府枚方市「ふきのとう」自死遺族の集い

自死以外の遺族も含む様々な集い

- ❖ 過労死・過労自死「東北希望の会」
- ❖ 宮城県仙台市・石巻市・気仙沼市・子供を亡くした親の会「つむぎの会」
- ❖ 宮城県仙台市・岩沼市・石巻市・気仙沼市「法話の会」
- ❖ 宮城県仙台市「遺族の茶話会」
- ❖ 宮城県仙台市「藍色のこころサロン」
- ❖ 広島市「こころのともしび」
- ❖ 奈良県葛城市「法話の集い」
- ❖ 兵庫県尼崎市「法話の集い」
- ❖ 茨城県「法話の集い」5月1日開催
- ❖ 北九州市「KAZU いのちと森・総合研究所」
- ❖ 広島市「うつ症状のある方またはその家族の会」
- ❖ 大阪市「伴侶を亡くしたネットワーク」

◆法的支援の会

- ❖ 自死遺族等権利保護研究会
- ❖ 自死遺族等二次被害相談センター